

令和5年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目 的

大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）を志望する者について、令和5年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
埋蔵文化財担当職員	1人	令和5年度から文化課、埋蔵文化財センター等に勤務し、文化財保護行政及び埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は大学院で、考古学科、歴史学科又は文化財学に関連する専門課程を卒業（修了）した者又は卒業見込み（修了見込み）の者
- (2) 昭和57年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 令和5年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和4年5月6日(金)から6月3日(金)まで (日曜日及び土曜日を除く。)
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験願書在中」と朱書きすること。 ・令和4年6月3日(金)の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

大分県教育庁 教育人事課 教育庁人事班

郵便番号 870-8503 電話 (097)506-5427

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受験票	・必要事項を記入すること。
③	返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び「第1次試験結果通知用」)	<ul style="list-style-type: none"> ・84円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること。(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付封筒とする(両面テープ貼付可)。
④	自己紹介書	・所定のもの(ボールペンで記入すること。)

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は、切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)からも入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

令和4年6月10日(金)頃本人宛て発送する。

※ 令和4年6月17日(金)を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 第1次試験

(1) 期 日

令和4年6月25日(土)

(2) 試験場

大分県教育センター 本館3F 講堂(大分市大字旦野原847番地の2)

(注意) 大分県教育センター敷地内の駐車場を使用できる。

(3) 試験内容及び日程

時 間	試験等	試験会場
9:00	入室完了	・試験室には、8:30から入室可
9:00～9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	専門試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識(考古学等)

※専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認める。

(4) 携行品 受験票、時計(計時機能のみのものに限る。)及び筆記具(黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム)

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

ただし、採用予定者数の4倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者としな
い。

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%(100点満点中40点)以下
に該当する場合

② 第1次試験の選考の結果は、令和4年7月12日(火)午前9時に、合格者の受験番号
を大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載
するとともに、受験者全員に文書で通知する。

③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載する。

6 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。

(1) 期 日

令和4年8月20日(土)

(2) 試験場

大分県教育センター(大分市大字旦野原847番地の2) 電話(097)569-0118

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
実技試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学）についての実技
個人面接	・人物、教養、専門性及び公務員としての適格性についての個人面接

(4) 選考結果

選考の結果は、令和4年9月1日（木）午前9時に、合格者の受験番号を大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載するとともに、受験者全員に文書で通知する。

7 各試験の配点

試 験	第1次試験（100点）	第2次試験（300点）	
	専門試験	実技試験	個人面接
配 点	100点	100点	200点

8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

9 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

10 採用及び給与

- (1) 合格者は、令和5年4月1日付けで採用する。
- (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

11 その他

- (1) 携帯電話等は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話等を時計代わりに使用することはできない。
- (2) 感染症等への対応として、試験日程等を変更する場合は、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載するので各自で随時確認すること。

【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課
 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
 電 話 097-506-5427
 ホ-ムペ-ジ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>